

建設候補地評価基準
(素案)

令和7年3月

中津川・恵那広域行政推進協議会

目次

1. 広域ごみ処理施設建設候補地選定の経緯.....	1
2. 選定の概要.....	1
(1) 選定手法.....	1
(2) 選定の流れ	1
3. 評価項目・選定基準	3
(1) 1次評価.....	3
(2) 2次評価.....	3
(3) 3次評価.....	4

1. 広域ごみ処理施設建設候補地選定の経緯

中津川市と恵那市は、令和4年3月28日、「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、ごみ処理の広域化を図る協議を始めました。

基本合意書締結後は、環境部会を令和4年度に10回、令和5年度に14回開催し、中津川・恵那広域処理施設の建設に向け、両市で協議を進めてきました。令和6年7月には「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置して建設候補地の検討を開始し、令和6年9月に開催された第2回検討委員会において、建設候補地を公募することに決定しました。

2. 選定の概要

(1) 選定手法

建設候補地の選定は、公募のあった候補地の中から適合性を考慮して一斉に比較評価を行います。

評価にあたっては、項目ごとに点数化して順位付けを行い、点数の高い順に優先候補地とし、その中から最終候補地を決定します。

(2) 選定の流れ

建設候補地の選定の流れは、図1及び表1に示すとおりです。

応募のあった土地について、1次評価として応募資格、応募要件適合の確認を行います。いずれも適合していることが確認できた場合は、2次評価として応募地の土地利用の可否の評価を行います（表3参照）。土地利用が可能であることが確認できた場合は、3次評価として候補地を比較し重み付け評価を行います。（表4参照）

なお、「応募資格、応募要件の適合」及び2次評価「応募地のネガティブチェック（土地利用の可否）」については事務局で評価を行い、3次評価「広域処理を考慮した絞り込み（重み付け）」については、検討委員会で評価を行います。

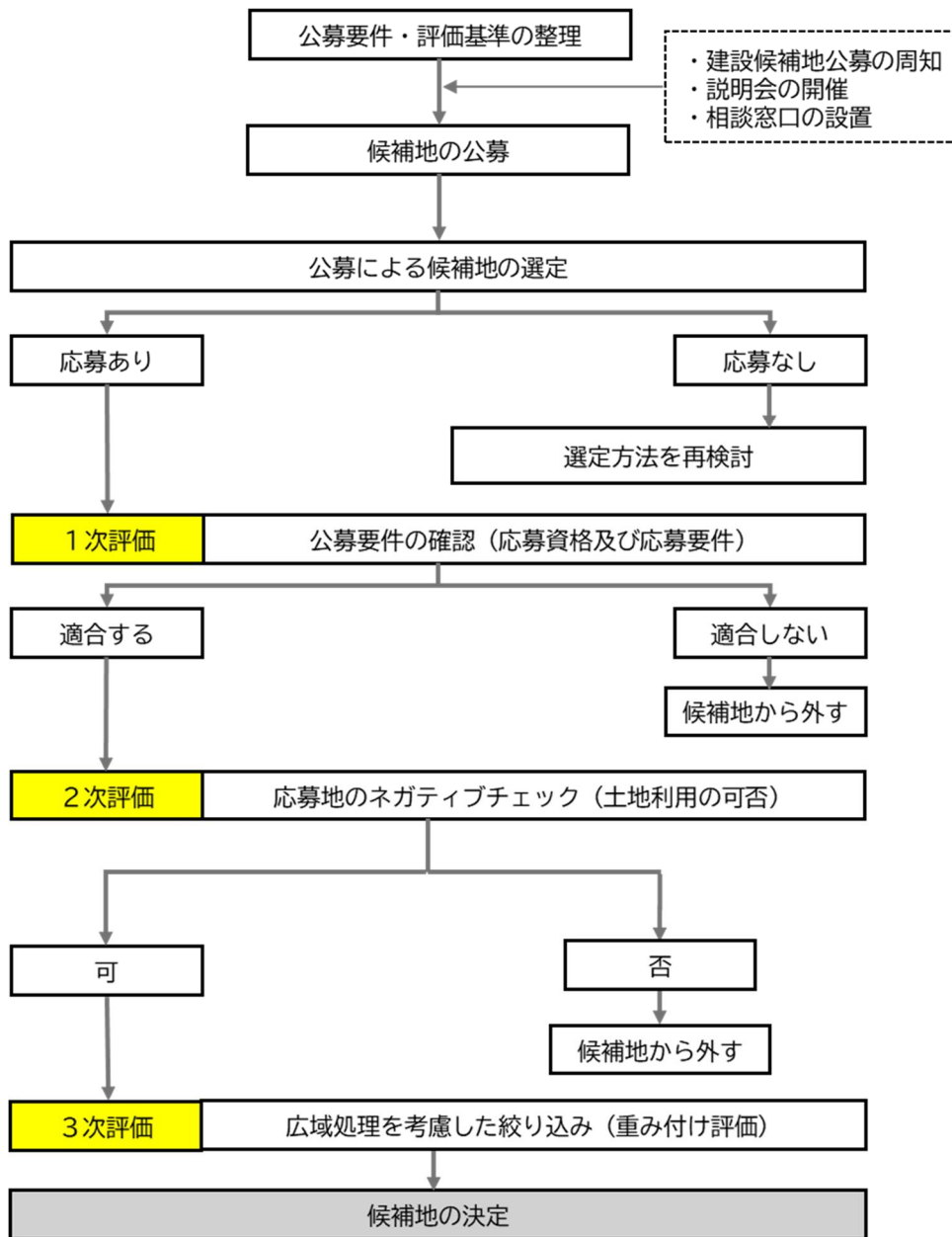


図1 建設候補地選定手順

表1 候補地選定の流れ

評価	評価内容	対応
1次評価	公募要件の確認（応募資格・応募要件） ・公募要件に適合しているか	事務局
2次評価	応募地のネガティブチェック（土地利用の可否） ・建設可能な土地であるか	事務局
3次評価	広域処理を考慮した絞り込み（重み付け評価） ・広域化の視点 ・環境保全 ・インフラ ・協力度 ・土地利用 ・防災性 ・合意形成	検討委員会

} 表4 参照

3. 評価項目・選定基準

(1) 1次評価（応募資格と応募要件の適合確認）

評価については、応募資格、応募要件を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」となり、すべて満たしている場合は、2次評価へ進みます。

表2 1次評価内容

項目	評価内容	評価方法
応募資格	土地が所在する自治会（区）の自治会長（区長）	○：満たしている
		×：満たしていない
応募要件	概ね2ha（20,000m ² ）以上の用地を確保できること。	○：満たしている ×：満たしていない
	両市の中心から10kmの範囲内の土地であること。	○：満たしている ×：満たしていない
	自治会（区）内での合意を得ていること。	○：満たしている ×：満たしていない
	土地所有者へ説明・確認が行われていること。	○：満たしている ×：満たしていない
	暴力団員・反社会的団体との関与がないこと。	○：満たしている ×：満たしていない

(2) 2次評価（土地利用、環境保全や災害防止に関する法令等の確認）

判定基準は表3に示すとおりで、事務局により確認を行います。

表3 2次評価内容

資格判定項目		資格判定基準
土地利用	都市計画との整合	他の公共事業の計画地に該当しないこと。または該当していた場合に、対策工事や手続等により整備が可能であること。
	法規制等	河川法、農地法、景観形成推進区域、農業振興地域の対象地域に該当していないこと。または、該当していた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること。
	アクセス道路の確保	2車線（幅員7m）以上のアクセス道路が確保できること。
環境保全	法規制	自然公園区域、都市公園・緑地、国有林・保安林、緑地保全区域、鳥獣保護区、史跡・名勝等の法規制区域に指定されていないこと。または、指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
災害防止	法規制	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂・地震災害警戒区域（イエローゾーン）、災害危険区域、災害関連法の指定区域等の法規制区域に指定されていないこと。または、指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	活断層の有無	活断層上に該当しないこと。該当する場合は活断層の直上を除き、有効敷地面積を確保できること。

(3) 3次評価（重み付け）

重み付けは、表4により点数化して行います。

評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（全国都市清掃会議）や他都市事例の評価項目を参考としつつ、両市の取り巻く状況を考慮します。

表4 3次評価内容(案)

NO	評価項目	評価指標	評価基準	評価方法	小項目配点	大項目配点	補正	
1	広域化の視点	1-1	市民の持ち込みの利便性	両市の人口分布の重心からの距離	両市の人口分布の重心からの距離が最も短い候補地を満点(10点)とし、 その他は比例配点(当該候補地の人口重心からの距離)/(人口重心からの距離が最も短い候補地の距離)	比例配点	10点	20点 40点 (40/20)
		1-2	面積	有効面積	7ha以上	10点	10点	
					4.5~7ha 2~4.5ha	5点 1点		
2	土地利用	2-1	地質	地盤改良等、特殊基礎工事の必要性	地盤改良・特殊基礎工事の必要がない	5点	5点	10点 5点 (5/10)
					一部が地盤改良・特殊基礎工事必要	3点		
					大半が地盤改良・特殊基礎工事必要	1点		
	2-2	造成	敷地造成の必要性	用地造成の必要がほとんどない。	5点	5点		
				一部、用地造成が必要	3点			
				大半、用地造成が必要	1点			
3	環境保全	3-1	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離 (候補地から500m以内)	水源地数が最も少ない候補地を満点(5点)とし、 その他は比例配点(満点(5点)×最も少ない水源地数/当該地の集約地数)	比例配点	5点	15点 5点 (5/15)
					3-2	周辺地域住宅・事業所数		
		3-3	周辺景観との調和	周辺景観への影響	周辺から施設は見えない	5点	5点	
	周辺から施設の一部が見える				3点			
	周辺から施設全体が見える				1点			
	4	防災性	4-1	地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化の危険度	災害時の危険度が低い	10点	
災害時の危険度が中程度						5点		
災害時の危険度が高い						1点		
4-2		エネルギー需要施設の有無	エネルギー(熱・電気)需要施設数、 需要先までの距離	隣接地にエネルギー需要施設がある	5点	5点		
				1km圏内にエネルギーの需要施設がある	3点			
				1km圏内にエネルギーの需要施設がない	1点			
5	インフラ	5-1	幹線道路	周辺道路の整備状況	幹線道路(2車線 幅員7m以上)からの距離が100m以内	5点	5点	15点 5点 (5/15)
					幹線道路(2車線 幅員7m以上)からの距離が100~800m以内	3点		
					幹線道路(2車線 幅員7m以上)からの距離が800m以上	1点		
	5-2	上水道	上水道の敷設状況	上水道が敷地境界付近にある	5点	5点		
				上水道が敷地境界付近にない	1点			
				高圧電線が敷地境界付近にある	5点		5点	
高圧電線が敷地境界付近にない	1点							
6	合意形成	6-1	用地確保の容易性	地権者数	地権者数が最も少ない候補地を満点(10点)とし、 その他は比例配点(満点(10点)×最も少ない地権者数/当該地権者数)	比例配点	10点	45点 40点 (40/45)
					6-2	施設運営の容易性	継続的な施設運営・更新の可能性 土地利用期限の有無	
		6-3	地元認知	応募に関する地元住民の認知度	大半が認知している	10点	10点	
					半数程度認知している	5点		
					一部のみ認知している	1点		
	6-4	隣接市町・周辺地域との距離	敷地境界から隣接市町・周辺地域までの直線距離	6km圏内に隣接市町・周辺地域がない	5点	5点		
				3~6km圏内に隣接市町・周辺地域がある 3km圏内に隣接市町・周辺地域が複数ある	3点 1点			
	6-5	隣接自治会(区)との協議	隣接自治会(区)との合意取得	隣接自治会(区)の合意が得られている	10点	10点		
				隣接自治会(区)の合意が得られる見込み	5点			

					隣接自治会（区）の合意取得の見込みがない	1点			
					合計		120点	120点	100点
7	協力度	7-1	地域の協力度	自由記述について、応募地域の協力度を評価					
		7-2	申請された処理施設	リサイクル施設、最終処分場の一体整備に関する意思表示					

※：幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設